

# 第516回 奈良地方最低賃金審議会 議事録

開催日時：令和7年8月26日（火）午前10時00分

開催場所：奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町163-1 愛正寺ビル2F

## 1. 出席者

公益代表委員 熊谷礼子、櫻井靖久、下山 朗、坪田園子、福井麻起子

労働者代表委員 伊垣昭彦、河本章吾、北尾 亮、佐古美希、本村秀史

使用者代表委員 小西克美、当麻和重、西田雅彦、松岡 誠

事務局 石崎労働局長、米村労働基準部長、中村賃金室長、

松川賃金室長補佐、北岡賃金調査員、竿谷賃金調査員

## 2. 審議事項

（1） 奈良地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出について

（2） 奈良地方最低賃金審議会奈良県特定最低賃金専門部会委員の任命について

（3） その他

## 3. 主要経過・審議結果

### 【松川補佐】

それでは、定刻になりましたので「第 516 回 奈良地方最低賃金審議会」を始めさせていただきます。

まず、定足数の確認でございますが、本日は、柴田委員が来られていませんが、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定による、定足数を満たしておりますので、本日の審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは下山会長、議事の進行よろしくお願ひいたします。

### 【下山会長】

本日は、大変まだお暑い中ご多忙のところ、ご出席賜りありがとうございます。

ただいまから、「第 516 回 奈良地方最低賃金審議会」を開催します。

本日の審議会は「公開」で始めます。

まず初めに、本日の議事録の署名人を指名いたします。労働者側からは佐古委員、使用者側からは西田委員、よろしくお願ひいたします。

それでは、議題(1)「奈良地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出について」の審議に入ります。

前回の本審において、奈良県最低賃金の改正決定について「答申」したところでございますが、これに対し、8 月 18 日に「奈良さわやかユニオン」から、8 月 21 日に「奈良県労働組合連合会」及び「ならコープ労働組合」から異議申立書の提出がございましたので、これについて事務局から説明をお願いいたします。

### 【中村室長】

それでは、ご説明させていただきます。

お手元の資料 No. 1 から No. 3 をご覧下さい。

ただ今、下山会長からご説明がございましたが、8 月 18 日に「奈良さわやかユニオン」福井委員長より「令和 7 年度 奈良県最低賃金答申に対する異議申し立て」、8 月 21 日に「奈良県労働組合連合会」松本議長より「2025 年 奈良地方最低賃金審議会の改正決定(答申)に対する異議申立書」、及び「ならコープ労働組合」橋書記長より「奈良県最低賃金の改正にあたっての異議申し立て書」のとおり、奈良県最低賃金の改正決定に係る異議申立書の提出がございました。

資料 No. 1 から No. 3 の「異議申立書」を読み上げまして、異議申出の内容の説明に代えさせていただきます。

### 【資料 No. 1】

#### 異議申し立て書

2025 年 8 月 13 日

奈良地方最低賃金審議会 御中  
奈良労働局長 殿

申立人：奈良さわやかユニオン

委員長 福井義博

所在地：〒632-0035 奈良県天理市守目堂町 96-1

件名：令和7年度奈良県最低賃金答申に対する異議申立て

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。さて、令和7年8月8日に奈良地方最低賃金審議会が答申した奈良県最低賃金改正案(時間額1,051円)につきまして、以下の理由により、異議を申し立てます。

#### 異議申し立ての理由

##### 1. 生活実態に対する不十分な配慮

近年の物価上昇は著しく、総務省の資料によれば、食料品は20%、光熱費は14.9%の上昇を記録しています。このような状況下で、時間額1,051円では、年間1800時間働いても190万円にしかならず、ワーキングプアの生活です。

また、8月6日に発表された厚労省の6月毎月勤労統計調査によると、一人当たりの実質賃金は、前年同月から1.3%下がりました。マイナスは、1月から6か月連続です。最低賃金近傍で働く労働者は年々増えており、生活苦は深刻です。

##### 2. 地域間格差の是正が不十分

周辺府県の最低賃金は大阪府1,114円、京都府1,058円、三重県1,023円など、奈良県より高水準です。この格差は労働力の流出や地域経済の停滞を招く恐れがあり、より積極的な引き上げが必要です。

今回の答申は中央最低賃金審議会の目安(奈良県の場合63円)を参考にしたとされていますが、目安に縛られず、地域の実態に即した独自の判断が求められます。

##### 3. 中小企業への支援策の不足

最低賃金の引き上げは中小企業にとって負担となるため、業務改善助成金などの支援策の拡充が不可欠です。徳島県などでは、賃上げ支援事業を通じて地域全体で賃上げを促進しています。

以上の理由により、令和7年度奈良県最低賃金答申に対して異議を申し立て、最低賃金額の再検討を強く要望いたします。何卒ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

続きまして、

【資料No.2】

奈良労働局長 石崎 琢也 殿  
奈良県最低賃金審議会会長 下山 朗 殿

2025年8月21日  
奈良県労働組合連合会  
議長 松本俊一

## 2025年奈良地方最低賃金審議会の改定決定(答申)に対する異議申立書

奈良地方最低賃金審議会は、8月8日、今年度の奈良県最低賃金の改定について、現行の986円を65円引き上げて1051円にすると答申しました。奈労連が意見書の提出において示している、物価高騰のもとで広がる貧困と格差のは是正、特に近畿各府県間の格差解消はできていないばかりかさらに広がっています。どの地域で働いても、人間らしく生活をすることに足る賃金額の改定には至っていません。

今回の改正決定にあたっての付帯事項において「迅速な対応を要望する」として中央最低賃金審議会に5点の内容を示したことは一定評価できますが、「金額の差の解消に向けた施策」「地域別の統計資料の提出を求める」においては、中央審議会のみならず奈良の地方審議会として、事前に提出された意見書に基づきつつ、さらに審議を深めていただく必要があると考えますが、奈良の審議会が地方独自の具体的な資料(格差拡大の矛盾の実態の検証)に基づき審議がされたとは言えないのではないか、よって恒例のスケジュールにしばられた答申決定がされたものと見ざるを得ません。

奈良県の1051円答申は全国平均の水準には全く届いていませんし、近畿圏内、隣県三重県との格差拡大からくる労働力の移動、若者の流失は、さらに地域経済への影響は拡大せざるを得ません。すでに最低賃金を上げる必要性、地域格差の拡大が問題であること、中小企業支援の必要性は、労使間において審議会では一致しているはずです。

人口減少に歯止めをかけ、地域経済を活性化させるには、中小零細企業の支援により、労働者の賃金の引き上げと低所得者の底上げを実現することが決定的に重要です。

以上の点から今回の答申について下記のとおり異議を申し立てます。

### 記

1. 奈良地方最低賃金額を「目安+2円の65円引き上げ、1051円とする」とした答申については不服です。再審議を求めます。引き続き、政府・厚生労働省・関係各機関で有効な中小企業・小規模事業所の支援策を強化・充実させ、さらに、社会保険料企業負担分の減免、消費税率の軽減などを強く求めることを確約したうえで再審議してください。
2. 最低生計費についても議論し、地域間格差を解消させ、奈良県の最低賃金額を、生計維持にふさわしい額に引き上げて下さい。全国一律最低賃金制を展望した引上げを求める。なお、生活保護との乖離について、検証しなおして、すべての県民が、法の適用(最低賃金法第9条3項)を受けられるようにしてください。

3. 最低賃金審議会・専門部会ともに公開を原則とし、「委員任命」については公平公正なものとして任命への手順を明らかにし、更に開かれた審議にするよう求めるものです。

以上

【資料 No. 3】

2025年8月20日

奈良労働局 殿

奈良地方最低賃金審議会 殿

ならコープ労働組合  
書記長 橋省二

### 奈良県最低賃金の改正にあたっての異議申し立て書

奈良県の最低賃金の改正決定にあたり、今回の改正額について異議の申し立てをします。

今年度の奈良県最低賃金の改定に当たって、審議会より答申された引き上げ額は65円です。

中央最低賃金審議会で示された目安引き上げ額63円に2円プラスされた事は評価します。しかしある1051円です。これでは全く足りていません。政府は2020年代に1500円を目指すとしており、今年を含めると5年しかありません。毎年100円引き上げても達成できません。まずはこのペース感覚を意識した引き上げを考えて頂きたい。

ならコープは大阪、京都との隣接地に5店舗を構えており雇用関係に大きな影響があります。非正規雇用が多く最低賃金の影響が大きいため、募集しても人がなかなか集まらず、雇用が安定しません。実際どの店舗も人員不足により休みすらまともに取れないなど、労働環境の悪化から離職が続くという悪循環が続いている。

奈良県経済を正常に回し活性化させるためには地域間格差をなくす必要があります。その為には、中央目安を大きく上回って引上げその差を縮小していく必要があります。今年も目安に10円プラスして答申を出している地方審議会もあります。この流れを全国の流れにし、その先に全国一律最低賃金制の確立が見えてきます。世界の最低賃金制度の主流は全国一律です。

人間らしい暮らしをするには、都市部や山間部にかかわらず、最低でも時給1500円以上が必要です。最低賃金は、第一義的に憲法25条が定める「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を労働者に保障する金額でなければなりません。

奈良県地方最低賃金審議会の自主性を發揮し、他府県より更に踏み込んだ大幅な引き上げを求めます。奈良県の経済力や労働者の生活、地域の将来をどうするのかという観点で、最低賃金が果たす役割を強く認識していただき、社会的貢献度を斟酌し、再検討を求める。

記

- ① 今年の答申で示された 1051 円では依然貧困と格差を解消する額とはなりえません。大幅な引き上げを求めます。
- ② 全国での格差は依然残ったままです。近畿各府県レベルでも格差は残っており、その影響は深刻です。早期に全国一律最低賃金制の確立を求め、地域格差解消のための再審議を求めます。
- ③ 1 日も早く 1500 円まで引き上げができる見通しを含めて再検討を求めます。
- ④ 中小企業支援策の強化、地域の経済状況の活性化のための奈良労働局としての提言も含め、検討いただき、その拡充を厚生労働省あてに上げるよう求めます。

以上

異議申出の内容は以上のとおりですが、説明を続けます。

異議申出がございました場合は、最低賃金法第 11 条第 3 項の規定によりまして、都道府県労働局長は、その申出について最低賃金審議会に意見を求めるべきことになつております。

そこで、この規定に基づきまして、先ほど読み上げしました異議申出に対するご意見を頂戴するために、奈良労働局長から奈良地方最低賃金審議会の会長あて「諮問」をさせていただきます。

奈良労働局長の石崎から下山会長に「諮問文」をお渡ししますので、下山会長、石崎局長とともに、奈良労働局のバックパネルの位置までご移動をお願いします。

それでは、石崎局長・下山会長に「諮問文」をお渡し下さい。

(奈良労働局長から下山会長に「諮問文」が渡される。)

下山会長・石崎局長ともにお席にお戻り下さい。

### 【下山会長】

ただ今の「諮問文」をもちまして、奈良労働局長からの「諮問」をお受けすることといたします。

### 【中村室長】

「諮問文」の写を皆様にお配りしますので、しばらくお待ち下さい。

(「諮問文」の写しを配付)

それでは、内容を確認していただくため、私から「諮問文」を読み上げます。

奈労発基 0826 第 2 号  
令和 7 年 8 月 26 日

奈良地方最低賃金審議会  
会長 下山 朗 殿

奈良労働局長  
石崎 琢也

#### 奈良地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問)

標記について、奈良さわやかユニオン(委員長 福井義博)、奈良県労働組合連合会(議長 松本俊一)及びならコープ労働組合(書記長 橋省二)から、最低賃金法第11条第2項に基づく異議の申出があったので、貴会の意見を求める。

以上でございます。

#### 【下山会長】

ただ今、「諮問文」の内容を読み上げていただき、その内容を確認いたしました。  
また、異議申出の内容は、先ほど事務局から読み上げていただいたとおりです。  
そこで、この異議申出の取扱いにつきまして、労使双方の委員の皆様から、それぞれご意見をお伺いしたいと思います。  
それでは、まず、労働者側委員の皆様からご意見をお聞かせいただけますか。  
はい、本村委員お願いします。

#### 【本村委員】

はい。今、色々ご意見をいただいたというところですが、そのようなことも踏まえて一定、この間、議論をしてきたということでございますので、継続した議論については無理かな、不要かなというふうに思います。

#### 【下山会長】

はい。ありがとうございました。労働者委員の皆様、他にご意見ございますか。

(意見なし)

続きまして、使用者側委員の皆様からご意見お願いいたします。  
はい、松岡委員お願いします。

#### 【松岡委員】

はい、使用者側委員の松岡でございます。よろしくお願いいいたします。  
使用者側としましても専門部会でしっかりと議論していただきました。本審でもきっちり審議させていただいた結果でございます。審議で決めたこの内容につきましては、しっかりと私どもも尊重しておりますし、今回の再審議に関しましても特に必要性はないと思っております。  
以上でございます。

【下山会長】

はい、ありがとうございました。

使用者側委員の皆様、他にご意見はございますでしょうか。

(意見なし)

はい。ただ今、労使双方の委員の皆様からご意見伺いました。

そもそも8月8日に当審議会が奈良労働局長に答申いたしました「奈良県最低賃金の改正決定」の内容につきましては、十分に調査審議を尽くした結果でございます。

今回、「奈良県労働組合連合会」及び「ならコープ労働組合」からの異議申出につきましては、8月5日に開催しました第2回本審の「関係労使からの意見聴取」において提出された「申出書」の内容と比べても、特段に目新しい主張はなく、また「奈良さわやかユニオン」の異議申出の内容を含め、いずれも新たな事実に基づいてなされたものではないと考えます。

つまり、異議申出において示された内容は、既に十分調査審議済みということになります。

よって、8月8日に行いました「答申」のとおりの内容で決定することが適当であると考えますが、皆様いかがでしょうか。

(意見・質問がないことを確認)

ご意見、ご質問がないようですので、答申のとおり、これをもって8月8日の「答申」のとおりの内容で決定いたします。

それでは、事務局にお願いしておりました、「答申文」案を、各委員にお配りいただき、事務局から読み上げてください。

【中村室長】

それでは、本日の諮問に対する答申文「奈良地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)」案をお配りします。

(「答申文」案を配付)

それでは、「答申文」案を読み上げます。

(案)

令和7年8月26日

奈良労働局長

石崎 琢也 殿

奈良地方最低賃金審議会

奈良地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)

令和7年8月26日貴職から、同月8日付け奈良県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する奈良さわやかユニオン、奈良県労働組合連合会及びならコープ労働組合からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和7年8月8日付け答申どおり決定することが適當である。

以上でございます。

【下山会長】

ありがとうございました。委員の皆さん、ただ今の「答申文」案の内容につきまして、ご意見、ご質問ございますか。

(意見・質問がないことを確認)

ないようですので、この内容をもって、案を取って「答申文」とし、奈良労働局長へ答申することといたします。

それでは、事務局で「答申文」の準備をお願いいたします。

【中村室長】

それでは、「答申文」を準備しますので、しばらくお待ちください。

お待たせしました。

それでは、本日ご審議いただきました「答申文」の準備が出来ましたので、下山会長から奈良労働局長の石崎に「答申文」をお渡し願います。

下山会長、石崎局長ともに奈良労働局バックパネルの位置までご移動をお願いします。

それでは、下山会長、「答申文」をお渡し願います。

(下山会長から奈良労働局長に「諮問文」が渡される。)

それでは、下山会長、石崎局長ともにお席にお戻りください。

【下山会長】

事務局は、「答申文」の写を委員の皆さんに配付してください。

(「答申文」の写を配付)

### 【中村室長】

それでは、「答申文」の写も行き渡ったようですので、奈良労働局長の石崎から謝辞を申し上げます。

### 【石崎局長】

奈良労働局長の石崎でございます。

下山会長をはじめ、委員の皆様方に一言お礼を申し上げたいと思います。

ただ今、異議申出につきまして、令和7年8月8日付け答申どおり決定することが適当である、とのご答申をいただきました。

下山会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、奈良県最低賃金の改正決定につきまして、必要なご審議をいただきましたことに対して改めて感謝を申し上げます。ありがとうございました。

事務局といたしましては、引き続き最低賃金法第14条の規定に基づく、公示の手続きをはじめ、ご答申いただきましたとおり、今年11月16日に発行出来るよう必要な準備を進めてまいります。

改正内容につきましては、しっかりと周知を図るとともに、履行確保につきましても、万全を期してまいります。あわせまして、中小企業、小規模事業所の皆様を中心に業務改善助成金をはじめとする「賃上げ支援助成金パッケージ」をより効果的に周知することにより、活用促進を図つてまいります。

委員の皆様方には、引き続き審議会の運営にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますがお礼の言葉とさせていただきます。

ありがとうございました。

### 【下山会長】

はい。それでは、これをもちまして、奈良県最低賃金の改正決定の異議申出に係る答申を終わります。

なお、奈良県最低賃金専門部会運営規定第9条に基づき、異議の申出期間が満了したことに伴い、奈良県最低賃金専門部会は廃止となっておりますので、申し添えます。

次に、議題(2)「奈良地方最低賃金審議会 奈良県特定最低賃金専門部会 委員の任命について(報告)」の審議に入ります。

奈良県特定最低賃金専門部会の委員は、関係労使から推薦を受けた候補者のうちから任命するということとなっており、その推薦のため8月8日から8月25日までの期間、公示されたと思いますが、その結果について事務局から報告してください。

### 【中村室長】

奈良県最低賃金専門部会の委員につきまして、関係労使からご推薦を受けた候補者のうちから、本日、令和7年8月26日付けをもちまして、委員に任命しましたので、ご報告いたします。

任命した委員は、お手元の資料の5ページの【資料 No. 4】「奈良地方最低賃金審議会 奈良

県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金専門部会 委員名簿」をご覧ください。なお、当該特定最低賃金につきましては、以後「奈良県電気機械製造業最低賃金」という略称を使用させていただきます。

公益代表 熊谷 札子委員、下山 朗委員、福井 麻起子委員。

労働者代表 河本 章吾委員、國分 洋文委員、平本 義陽委員。

使用者代表 上村 賢司委員、平山 文堂委員、松澤 恵臣委員。

以上でございます。

### 【下山会長】

それでは、奈良県電気機械製造業最低賃金専門部会の開催と、この後の本審議会の開催について、事務局から説明をお願いいたします。

### 【中村室長】

ご説明いたします。

まずは、机上配布しております厚生労働本省が作成した「目安答申後の地方最低賃金審議会における審議の流れ」の5ページをご覧ください。

こちらは、特定最低賃金の審議の流れを示した図になります。図の流れに沿って説明いたしますと、7月下旬から8月上旬にかけて特定最低賃金3件について、関係労使からの申出がございました。

申出を受けまして、赤色の矢印を進み、8月8日に開催しました第3回本審において、労働局長から諮問を行いました。

次に矢印を右に進み、諮問を受けた特定最低賃金3件のうち「奈良県電気機械製造業最低賃金」につきましては、専門部会を設置し、まずは改正の必要性の有無について、ご審議いただくこととなりました。ここまでが、前回の第3回本審までに決まったことでございます。

その後決まりましたところをご説明いたしますと「奈良県電気機械製造業最低賃金専門部会」につきましては、9月9日火曜日午前10時から第1回目の専門部会を開催し、改正決定の必要性の有無についてご審議いただく予定にしております。

専門部会の審議の結果、全会一致で「改正の必要性有り」の結論に至らなかつた場合には、矢印を右に進みまして、次回第5回本審を9月下旬から10月頃に開催し、専門部会を開催しない他の2件の特定最低賃金と併せてご答申をいただく予定になります。

専門部会の審議の結果、全会一致で「改正の必要性有り」の結論に至つた場合には、矢印を下の段に進み、引き続き専門部会を開催し、金額審議を行います。結審後、第5回本審を開催し、ご答申をいただくことになります。なお、この場合の次回第5回本審の開催時期は11月頃となる見通しでございます。

以上、いずれにいたしましても、次回第5回本審の具体的な開催日につきましては、専門部会での審議が結審した後に、改めて日程調整させていただく予定にしております。

なお、ご覧いただいている資料は、昨年度一部の都道府県の特定最低賃金の必要性審議において、客観的なデータ等の根拠が示されないまま一方的に「必要性なし」との発言がなされたことなどを受けて、制度の趣旨や審議の進め方について共通理解を得るために作成されたものになります。

11 ページに「特定最低賃金の審議における労使イニシアティブの促進に向けた参考事例」が示されております。この中で、左上の○の2つ目に、「審議の結果、「改正の必要性なし」となったものの、労働者側委員の提案を踏まえ、次年度における改正の必要性審議に向けて、該当産業の労使が新たに参加する方向での調整を行っている」として、当奈良審議会の事例が紹介されておりますことをご紹介させていただきます。

以上でございます。

【下山会長】

分かりました。はい、ありがとうございました。

それでは、奈良県電気機械製造業最低賃金専門部会の委員に任命された皆様方には大変ご苦労をおかけしますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

また、次回第5回本審の開催時期につきましては、先程説明もありましたとおり、専門部会の審議が終わってから日程調整することとなりますので、その際はご協力をお願いいたします。

なお、次回第5回本審も、本日と同様に「公開審議」といたします。

それでは、続きまして議題(3)「その他」ですが、事務局から何かございますか。

【中村室長】

事務局からは特にございません。

【下山会長】

それでは、議事はすべて終わりましたので、これをもちまして、本日の審議会を終わりたいと思います。

ありがとうございました。